

許 可 条 件

(一般廃棄物)

- ① 関係法令及び府中町関係条例等を遵守すること。
- ② 契約事業所へはごみの適正処理推進のため指導、助言を行うこと。
【府中町環境センター】
- ③ 環境センターへ有価物は搬入できません。自社あるいは処理業者へ搬入し、適正に処理すること。
【安芸クリーンセンター】
- ④ 普通ごみは、安芸郡坂町の安芸地区広域ごみ焼却施設（安芸クリーンセンター）に搬入すること。
 - ア. 搬入は国民の祝日、土曜日・日曜日、年末・年始以外で受入時間は8時30分～16時30分（12時～13時は除く）までとする。
 - イ. 特別搬入は国民の祝日（土日及び年末年始を除く）の受入時間は8時30分～16時30分（12時～13時は除く）までとする。
 - 土曜日（年末年始を除く）の受入時間は13時～16時30分までとする。
 - ウ. 安芸クリーンセンターの「固形状一般廃棄物受入基準」を遵守すること。
- ⑤ 安芸クリーンセンター内では、担当職員の指示に従うこと。
(施設、車両事項、その他)
- ① 府中町内で使用する車両（汚水タンク、押し込み装置付き）を定め、別紙のとおり標示をすること。
- ② 使用車両は常に清潔にし、周囲に不快感を与えないこと。
- ③ 廃棄物が飛散、及び流出、並びに悪臭が漏れるおそれのない車両であること。
- ④ 使用車両の一時変更及び運転者の一時変更の場合は、事前に届け出ること。
- ⑤ 常に保有施設の改善、設備の充実に努めること。
- ⑥ 環境センターと安芸クリーンセンターの職員の指示に従わないとき、その他違法な行為を行ったときは、許可を取り消すことがある。

(許可条件別紙)

車 両 標 示

- ① 会社名及び許可番号(許可証の指令番号)とする。
標示箇所はいずれも荷箱の両側及び後部の常時確認できる場所とする。
- ② 大きさ
数字(縦25cm×横20cm) 文字(縦13cm×横11cm)
- ③ 色 白(ただし、荷箱の色が白の場合、他の色でもよい。)
- ④ 書体 丸ゴシック体
- ⑤ 標示例 別紙

パッカー車、車体標示例（許可車両）

